

令和7年1月20日（月）受付開始



建築基準法・建築物省エネ法改正に係る 島根県建築士サポートセンター 開設のご案内

令和4年6月17日に公布された改正建築基準法・改正建築物省エネ法が、令和7年4月1日から全面施行されます。島根県建築士サポートセンターは、サポート員がこの施行に係る申請者（建築士等）のご相談にアドバイスいたします。

サポートの対象

以下の4要件を満たす建築物がサポートの対象です。

1. 建設地が島根県内
2. 令和7年4月1日以降に着工予定
3. 2階建て以下かつ延床面積300㎡以下の木造住宅
4. 確認申請図書を作成中又は作成済みのもの

サポートの内容

- 建築確認書類一式に係る添付図書の有無の確認
- 記載事項の有無の確認
- 壁量計算等の算定方法の説明
- 省エネ計算等に係る算定方法の説明等

※基準への適合性を
確認するものではありません。

サポートの流れ

① お申込み

次のフォームからお申込みください ▶



② 事前ヒアリング

ご相談内容の確認及び事前に提出していただく図書等についてヒアリングを行います。

③ サポート実施

対面、オンライン、電話のいずれかで1回1時間以内です。

サポート費用他

サポートに関する費用は無料です。

※ただし、オンラインサポートに係る通信費、電話サポートの電話料金は申込者の負担となります。

※対面サポートの場所は島根県建築住宅センターのみとなります。

サポート期間

令和7年1月20日（月）～令和7年3月31日（月）

【お問合せ・お申込み】

サポートセンター事務局（島根県建築住宅センター）

☎ 0852-26-4577 ✉ info@shimane-bhc.or.jp

受付時間：月～金（祝日除く） 9：00～17：00

申込フォームから
お申込みください ▶

